令和６年度 廃棄物管理責任者講習

「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の記入について

大阪市環境局 事業部 一般廃棄物指導課

「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」とは

毎年4月30日までに提出

第1号様式

「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」（以下、減量計画書という）

・表面 ： 建物情報、廃棄物管理責任者等の情報を記載

・裏面 ： 排出される廃棄物の前年度実績・今年度計画を記載

このあと、減量計画書裏面を記入する際に、ご注意いただきたい点を説明いたします。

減量計画書（裏面）の記載方法

前年度実績の記載方法

【事業系一般廃棄物】赤枠（①～⑧⑮）

ごみ量の把握方法

・**計量**

（毎日又は一定期間計量後に一年間算出）

・**収集運搬の委託業者に確認**

・**古紙は再生資源事業者が発行していれば伝票類**

【産業廃棄物】**青枠（⑨～⑭⑯）**

ごみ量の把握方法

・**発行済のマニフェスト**

今年度計画の記載方法

前年度実績より減量となる目標数値を記入してください。

前年度実績

番号		令和　年度（令和　年4月			
		廃棄した量(トン／年)(A)	再生に廻った量(トン／年)(B)	合計(C)(A)＋(B)	資源化率 %(B／C)
①	ＯＡ紙	トン/年	トン/年	トン/年	%
②	その他の紙（ＯＡ紙以外）	トン/年	トン/年	トン/年	%
③	機密書類(シュレッダー紙含む)	トン/年	トン/年	トン/年	%
④	新聞紙（折込広告含む）	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑤	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑥	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%
	再生可能な紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑦	再生に適さない紙	トン/年	トン/年	トン/年	%
	❶ 紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑧	厨芥（茶殻・残飯・魚あら等）	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑨	びん	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑩	ガラスくず等(ガラス、コンクリート、陶磁器)	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑪	缶	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑫	金属くず	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑬	ペットボトル	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑭	プラスチック類（ペットボトル除く）	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑮	その他の一般廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%
⑯	その他の産業廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%
	❷ 紙類以外の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%
	総合計（❶＋❷）	トン/年	トン/年	トン/年	%

減量計画書の記載方法

紙類の分類（事業系一般廃棄物）

分　類	分類例	総排出量	資源化率
①OA紙	コピー用紙	9,561ﾄﾝ	91.0%
②その他の紙	紙パック、メモ用紙、はがき、封筒、名刺、紙袋など	8,935ﾄﾝ	86.5%
③機密書類	シュレッダー紙含む	13,827ﾄﾝ	97.5%
④新聞紙	折込広告含む	3,945ﾄﾝ	95.8%
⑤雑誌	週刊誌、辞書、漫画本、カタログ、パンフレットなど	8,959ﾄﾝ	98.1%
⑥段ボール		89,073ﾄﾝ	99.1%
⑦再生に適さない紙	カーボン紙、臭いの付いた紙、油の付いた紙、紙コップなど	14,773ﾄﾝ	3.5%

※総排出量・資源化率は全特定建築物の令和５年度実績

POINT

特定建築物全体の**⑦再生に適さない紙（禁忌品）**の**総排出量**が、⑥段ボールに次いで**第二位**でした。また、古紙全体に占める再生に適さない紙の割合も**9.9%**で、OA紙の1.5倍も排出されたことになります。

禁忌品は一部の業種を除いて多量に排出されるものではなく、排出量が多い建築物に関しては、分別方法または排出量の把握に誤りがなかったか、確認をお願いします。

減量計画書の記載方法

POINT

○再生可能な紙類は、**すべて再生に廻す**ことを**目標**に分別してください。

○**再生可能な紙類の合計資源化率**は、**立入検査での確認項目**です。**資源化率80%超**を目指しましょう。

○再生に適さない紙は**すべて廃棄**でも問題ありません。ただし、**本当に再生に適さない紙なのか分別**を徹底してください。

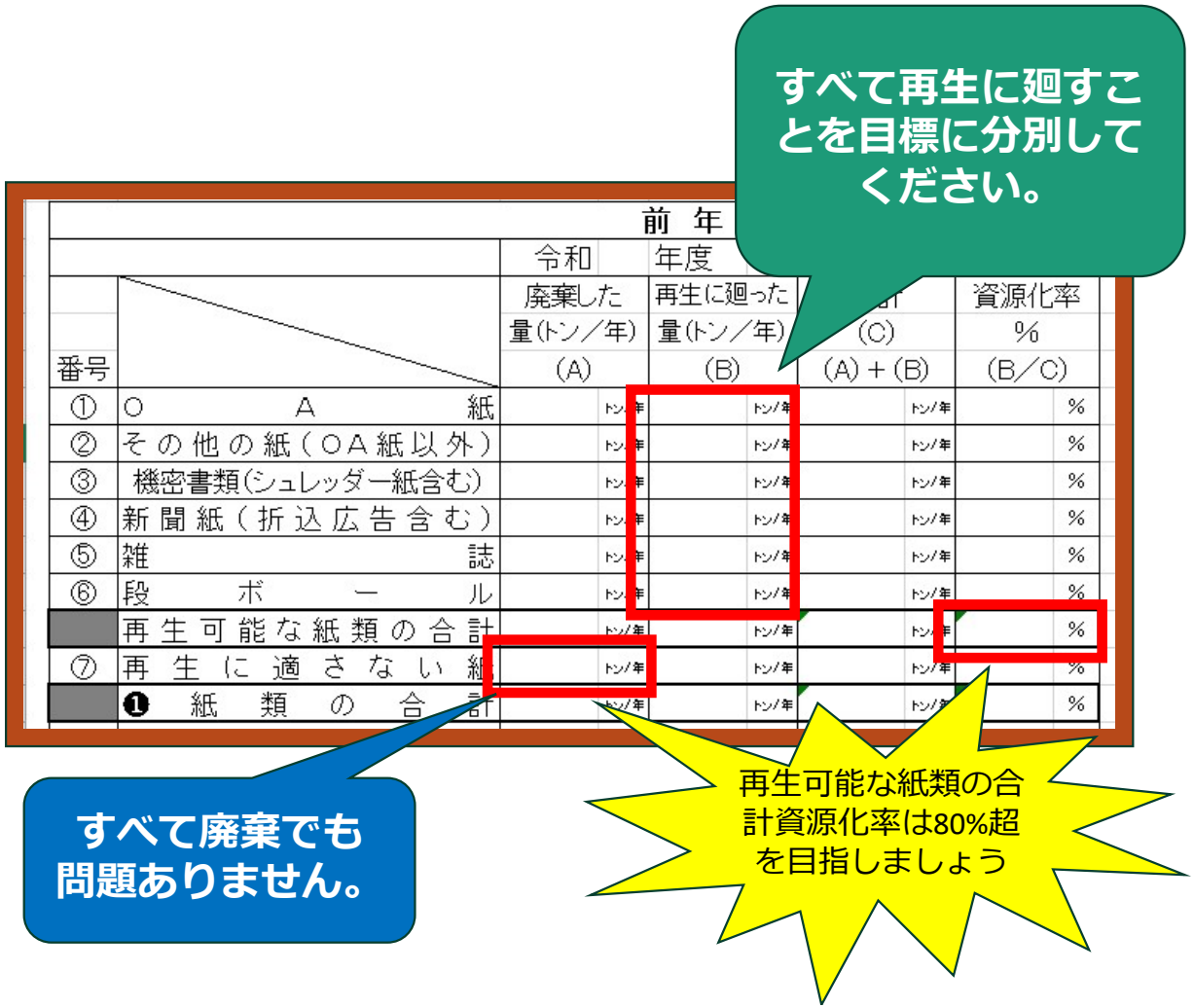

減量計画書の記載方法

紙類以外の分類（事業系一般廃棄物）

分　類	分類例
⑧厨芥（茶殻・残飯など）	昼食の食べ残し、茶殻
⑮その他の一般廃棄物	天然繊維の作業着、天然皮革の靴やカバン等

POINT

繊維くずにはご存じのとおり、**天然繊維**と**化学繊維**が存在します。

天然繊維は**一般廃棄物**に該当し、**化学繊維**は**産業廃棄物**（廃プラスチック）に該当します。

これらの混合物である作業着を処分する場合は、天然繊維と化学繊維に分別することは不可能であり、混合割合によって、「産業廃棄物」または「一般廃棄物」とみなして処分することになります。

天然繊維60%	化学繊維40%	＝	一般廃棄物
天然繊維40%	化学繊維60%	＝	産業廃棄物

減量計画書の記載方法

産業廃棄物の分類

分　類	分類例
⑨びん	飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびん
⑩ガラスくず等　（ガラス、コンクリート、陶磁器）	コップ、茶碗、窓ガラス、水槽、鏡、試験管、コンクリートブロック、植木鉢、レンガなど
⑪缶	飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶
⑫金属くず	金属製品（机、椅子、棚、ロッカー）、金網、鍋、ハサミなど

POINT　飲料容器のリサイクル率は非常に高い

ガラスびん
75.0%
ガラスびん3R推進協議会
ホームページより

アルミ缶
97.5%
アルミ缶リサイクル協会
ホームページより

スチール缶
93.5%
スチール缶リサイクル協会
ホームページより

ペットボトル
86.9%
PETボトルリサイクル推進協議会
ホームページより

減量計画書の記載方法

産業廃棄物の分類

分　類	分類例
⑬ペットボトル	ペットボトル
⑭プラスチック類	発泡スチロール、カップ麺容器、お弁当容器、クリアファイル、CD、DVD、ヘルメット、ボールペン、プランターなど
⑯その他の産業廃棄物	廃油、蛍光灯、汚泥、乾電池、電話機、自転車、プリンターなど

POINT

プラスチック製の弁当容器が汚れている場合、一般廃棄物として処分してよいか？

食べ残しは
捨ててから

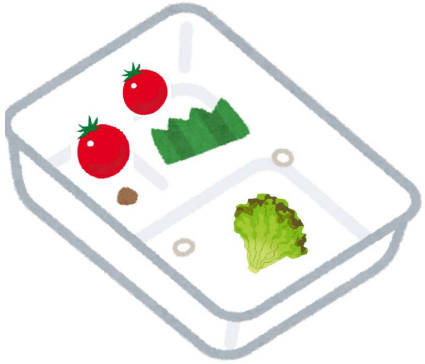

＝

どちらも
産業廃棄物
です。

一般廃棄物の廃棄と再生

【廃棄】（赤枠①～⑧⑮）

一般廃棄物収集運搬許可業者が収集

（分別した再生可能な紙類を除く）

大阪広域環境施設組合の工場で焼却処理

【再生】（青枠①～⑧⑮）

・分別した再生可能な紙類

・食品リサイクルの目的で収集された

厨芥ごみ（食品残渣）

再生目的で収集

前年度実績

令和　年度（令和　年4月　～　年3月）

番号		廃棄した量(トン／年)(A)	再生に廻った量(トン／年)(B)	合計(C)(A)＋(B)	資源化率%(B／C)	業者名
①	OA紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	一般廃棄物収集運搬業者名
②	その他の紙（OA紙以外）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
③	機密書類(シュレッダー紙含む)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
④	新聞紙（折込広告含む）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑤	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	産業廃棄物収集運搬業者名
⑥	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	再生可能な紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑦	再生に適さない紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	❶紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑧	厨芥（茶殻・残飯・魚あら等）	トン/年	トン/年	トン/年	%	産業廃棄物処理業者名
⑨	びん	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑩	ガラスくず等(ガラス、コンクリート、陶磁器)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑪	缶	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑫	金属くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑬	ペットボトル	トン/年	トン/年	トン/年	%	再生資源回収業者名(古紙)
⑭	プラスチック類（ペットボトルを除く）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑮	その他の一般廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑯	その他の産業廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	❷紙類以外の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	総合計（❶＋❷）	トン/年	トン/年	トン/年	%	

産業廃棄物の廃棄と再生

産業廃棄物収集運搬業者が収集した廃棄物は、主に民間の産業廃棄物処分業者の施設で処分されます。

【廃棄】

廃棄した量（赤枠⑨～⑭⑯）に記載してください。

【再生】

再生に廻った量（青枠⑨～⑭⑯）に 記載してください。

処理委託した廃棄物が再生又は廃棄されたかを確認するには、産業廃棄物処理委託契約書（処分用）やマニフェストで把握することが可能です。

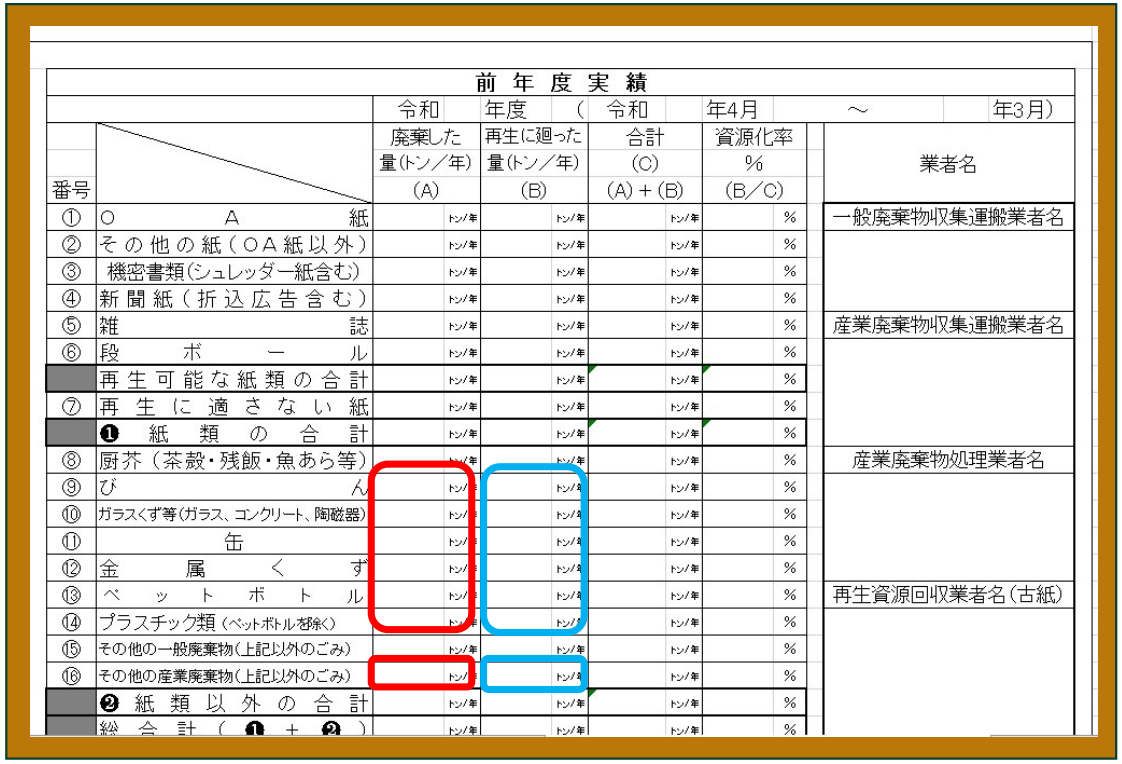

前年度実績

令和　年度（令和　年4月　～　年3月）

番号		廃棄した量(トン／年)(A)	再生に廻った量(トン／年)(B)	合計(C)(A)＋(B)	資源化率%(B／C)	業者名
①	OA紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	一般廃棄物収集運搬業者名
②	その他の紙（OA紙以外）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
③	機密書類(シュレッダー紙含む)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
④	新聞紙（折込広告含む）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑤	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	産業廃棄物収集運搬業者名
⑥	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	再生可能な紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑦	再生に適さない紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	❶ 紙類の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑧	厨芥（茶殻・残飯・魚あら等）	トン/年	トン/年	トン/年	%	産業廃棄物処理業者名
⑨	びん	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑩	ガラスくず等(ガラス、コンクリート、陶磁器)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑪	缶	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑫	金属くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑬	ペットボトル	トン/年	トン/年	トン/年	%	再生資源回収業者名(古紙)
⑭	プラスチック類（ペットボトルを除く）	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑮	その他の一般廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
⑯	その他の産業廃棄物(上記以外のごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	❷ 紙類以外の合計	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	総合計（❶＋❷）	トン/年	トン/年	トン/年	%	

産業廃棄物の廃棄と再生

産業廃棄物処理委託契約書【処分用】

2　処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称　：株式会社○○○リサイクルセンター

所在地　：大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1

処分又は再生の方法　：破砕・切断

施設の処理能力　：50 ㎥/日

3　最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
123456789	混合廃棄物	(株)□□センター	大阪市此花区×××	安定型埋立	1,650,000 ㎥

4　再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力
987654321	金属	(株)○○商店	堺市北区△△△	有価売買	
111111111	ペットボトル	(株)エコ×××	此花区北港□□□	有価売買	

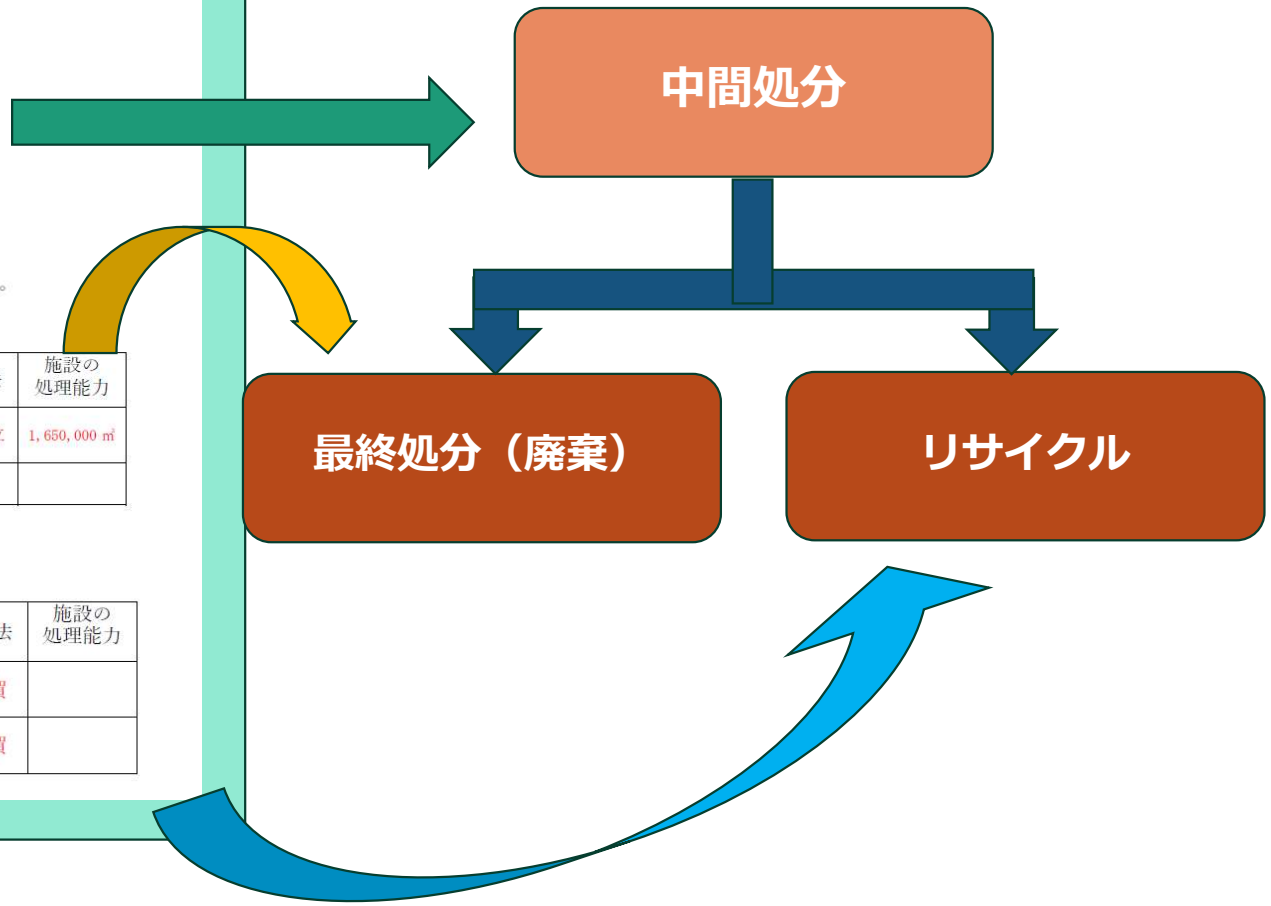

産業廃棄物の廃棄と再生

①マニフェストの「最終処分の場所」を確認してください

紙マニフェストE票

電子マニフェスト受渡確認票

産業廃棄物の廃棄と再生

②産業廃棄物処理委託契約書の「最終処分の場所」を確認してください。

3　最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
123456789	混合廃棄物	(株)□□センター	大阪市此花区××××	安定型埋立	1,650,000 ㎥

4　再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力
987654321	金属	(株)○○商店	堺市北区△△△	有価売買	
111111111	ペットボトル	(株)エコ×××	此花区北港□□□	有価売買	

産業廃棄物処理委託契約書より抜粋

マニフェストの「最終処分の場所」

委託契約書の３と同じなら廃棄

委託契約書の４と同じなら再生

減量計画書に記入してください。

産業廃棄物の廃棄と再生

③マニフェストの「最終処分の場所」が空欄の場合等の確認方法

2　処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称　：　株式会社〇〇〇リサイクルセンター

所在地　：　大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1

処分又は再生の方法　：　破砕・切断

施設の処理能力　：　50 ㎥/日

3　最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力
発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の番号	中間処分後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
123456789	混合廃棄物	(株)□□センター	大阪市此花区××××	安定型埋立	1,650,000 ㎥

産業廃棄物処理委託契約書より抜粋

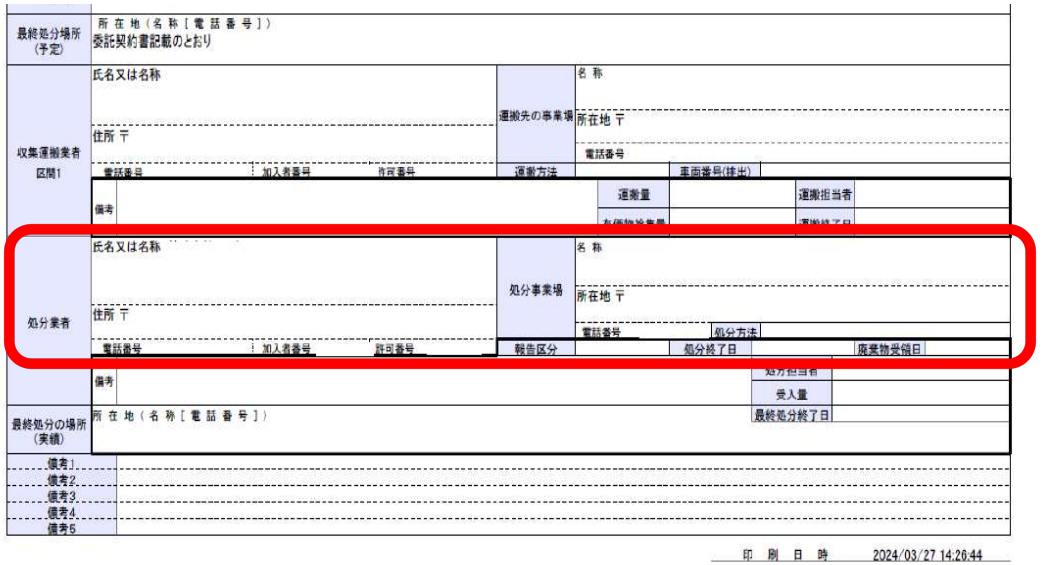

マニフェストに「最終処分の場所」が記載されていない場合、**中間処理で処分が完了**していることになります。中間処理は、処理委託契約書で**処分又は再生の方法**を確認するか、判断できない場合は、委託している**産業廃棄物収集運搬業者**に確認してください。

最後に

今回、「産業廃棄物処理委託契約書（処分用）」より抜粋している内容は、委託契約書に必ず記載しなければならない法定記載事項です。
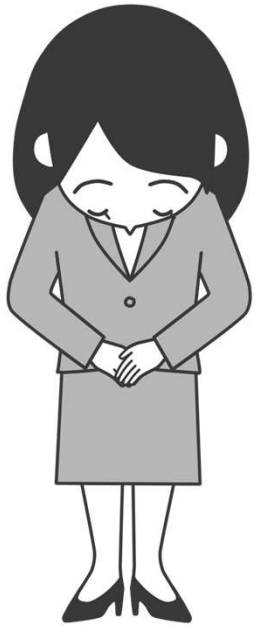
すべての契約書に記載されていますので、是非ご確認いただき、今後の参考にしていただきたいと思います。